改正後	改正前
（退職年金の決定の請求） **第百十六条**　退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。 ［一～五　略］ 六　法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨 ［七～十一　略］ ［2～4　略］	（退職年金の決定の請求） **第百十六条**　退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。 ［一～五　同上］ 六　法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第八十八条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨 ［七～十一　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（公務等による旧職域加算障害給付又は公務等による旧職域加算遺族給付の最低保障額を算定する場合における改正後国共済規則の準用） **第八条の二**　改正前国共済法による職域加算額について、平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられたお効力を有する改正前国共済法第八十二条第三項及び第八十九条第四項の規定を適用するときは、改正後国共済規則第百十五条の十から第百十五条の十二までの規定を準用する。この場合において、改正後国共済規則第百十五条の十第一項中「法第八十四条第七項」とあるのは「読替え後の改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法をいう。以下この条及び第百十五条の十二において同じ。）第八十二条第三項」と、同条第二項及び第三項中「法第八十四条第七項」とあるのは「読替え後の改正前国共済法第八十二条第三項」と、同条第四項中「法第九十条第七項」とあるのは「読替え後の改正前国共済法第八十九条第四項」と、改正後国共済規則第百十五条の十二第一項中「法第八十四条第七項」とあるのは「読替え後の改正前国共済法第八十二条第三項」と、同条第二項中「法第九十条第七項」とあるのは「読替え後の改正前国共済法第八十九条第四項」と読み替えるものとする。 ［条を加える。］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の表中第百十三条の三の二を加える規定は、平成三十年一月一日から施行する。